

経営者のための法律相談Q&A その24

不法原因給付

1 愛人契約

先日、こんな相談を受けました。

「愛人のために自分の名義で貸借していたマンションがあるんだけど、愛人と別れることになつてさ。マン

ションから出て行つて欲しいのだけど、どうしたらいい?」

「いや、それは自業自得でしょ。頑張つて愛人を説得しなよ。」と言い

たいところですが、少し法律問題と

2 公序良俗違反

原則として、国家（法律）は、個人間の契約関係には立ち入らないことになっており、これを私的自治の

原則といいます。しかし、双方が合意さえしていればなんでも許される

のかというとそういうわけではなく、例えばゴルゴ13に殺しを依頼するな

んていう契約は許されません。この

ような契約は公の秩序及び善良な風俗に違反しているということで公序

良俗違反とされます。ゴルゴへの殺しの依頼、麻薬取引などは公序良

俗違反の典型で、愛人契約もその一つです。公序良俗違反の契約は無効

ですので、そこから発生する権利義務関係も無効になります。法律上は、ゴルゴは依頼通りに殺しを実行したからと言って、殺しの報酬を請求することはできないのです。まあ、あくまでも法律上の話ですので、実際ににはゴルゴが怖くて支払ってしまうでしょうが…。

3 不法原因給付

では、殺しの契約が無効だとすれば、前金で支払つてしまつたお金を返してもらうことはできるのでしょうか？

契約が無効であれば、その契約に基づく支払義務はなくなつたわけですかから、返してもらえそうなもので

す。しかし、法律は、不法な原因によつて給付したものは、返還を求めることができますから、転貸借契約は公序

良俗違反で無効ということになります。

簡単にいうと、悪いことをした奴には法律は手助けをしてあげないと宣言しているのです。ですので、契約

自体が公序良俗違反で無効になる場合、すでに支払つてしまつた金銭は、不法原因給付ですので返してくれといふことはできません。

4 相談事例の回答

では、以上をもとに冒頭の相談への回答を考えてみましょう。

相談者から愛人へのマンションの

貸与は、いわゆる又貸しであり、法律的には転貸借契約と呼ばれる契約です。転貸借の場合、元の賃貸人の承諾を得ているかどうかも大きな問題ですが、そこは置いておくとして、転貸借契約も賃貸借契約の一種と考えてください。

では、今回の場合には愛人契約

継続の対価として転貸借契約が結ばれていますから、転貸借契約は公序良俗違反で無効ということになります。

ただし、愛人を追い出せるのかというと残念ながら、そうはいきません。賃貸借

契約は何かを給付する契約ではありませんが、賃貸物件を使用できると

いう権利が存在しており、賃貸人はこの権利を賃借人に付与しています。

弁護士法人あすか 〒739-10015 東広島市西条栄町10番27号 TEL 493-7100 FAX 493-7101 弁護士 福田浩・今田健太郎（東広島主担当・上橋裕章・谷脇裕子（東広島主担当）・中岡正義）	
--	---

よつて、「出ていけ」ということは、建物を使用できる権利の返還を求めることがあります。そうなると、広島に述べた不法原因給付にあたつてしまい、結論としては、愛人に、「お前とはもう終わりだから出ていけ」とは言えないということになつてしまふのです。

もうとも、この話、「転貸借」というところがミソでして、愛人には「出ていけ」と言えませんが、他の手段で追い出すことはできてしまうのですが、その話はまたの機会に。

（本稿担当）上相 裕章